

在宅呼吸療法

[保険請求資料]



YO/HIZUMI



目 次

在宅酸素療法

- 在宅酸素療法の保険請求について …………… 1
- 管理料算定上の注意事項 …………… 2

在宅人工呼吸療法

- 在宅人工呼吸療法の保険請求について …………… 3

在宅持続陽圧呼吸療法（CPAP療法）

- 在宅持続陽圧呼吸療法の保険請求について …………… 6

入所施設別在宅医療算定一覧

在宅医療実施時に重複加算できる項目

在宅酸素療法

在宅酸素療法の保険請求について

- 1 在宅酸素療法指導管理料
2,500点
- 2 酸素濃縮装置 …… 4,620点
設置型液化酸素装置 …… 3,970点
酸素ポンベ(設置用) …… 3,950点
- 3 携帯用酸素ポンベ … 880点



携帯用酸素ポンベ (880点)



酸素濃縮装置 (4,620点)



液化酸素装置 (3,970点)

算定例

- ①酸素濃縮装置、携帯用酸素ポンベを使用して在宅酸素療法を実施している場合。
在宅酸素療法指導管理料 + 酸素濃縮装置 + 携帯用酸素ポンベ = **8,000点**
(2,500点) (4,620点) (880点)
- ②携帯用酸素ポンベを使用せず酸素濃縮装置のみで在宅酸素療法を実施している場合。
在宅酸素療法指導管理料 + 酸素濃縮装置 = **7,120点**
(2,500点) (4,620点)

●上記の他に初再診料、投薬、レントゲン等は別に算定できます。

●外来において酸素吸入(酸素代も含む)を施行した場合は酸素の費用は算定できません。

●管理料算定上の注意事項

①(高度)慢性呼吸不全の病名があるか

- 例) 1. 肺気腫 (主病)
2. (高度)慢性呼吸不全 (併発病名)

※HOTは「慢性呼吸不全例に対する」となっていますので、査定されないためにも(高度)慢性呼吸不全の病名を記載する必要があります。

②レセプトに検査数値を記載

HOT管理料を算定する場合はレセプトに血液ガスまたは、経皮的動脈血酸素飽和度測定器の数値を記載する必要があります。

傷病名	(1)肺気腫	診療開始日	(1)	転帰	診療実日数②	保	日
	(2)高度慢性呼吸不全		(2)			①	日
	(3)		(3)			②	日
⑪	初診		回				
⑫	再診	×	回				
	再来管理加算	×	回				
	時間外	×	回				
	休日深夜	×	回				
⑬	指導						
⑭	往診	×	回				
	夜間	×	回				
	深夜・緊急	×	回				
	在宅患者訪問診療	×	回				
⑮	その他薬剤						8000
				⑯ * 在宅酸素療法指導管理料 (酸素濃縮装置) (携帯用酸素ボンベ) 8000× 1			
				* パルスオキシメーターにてSpO ₂ % (PaO ₂ 換算 torr) を確認			

③HOT管理料は月に1度のみの算定です。

④HOTを支持した根拠、指示事項(方法、注意点、緊急時の措置を含む)を診療記録に記載してください。

⑤A医療機関を退院後、B医療機関で管理料を算定する場合はレセプトに算定理由を記載して下さい。又、管理料を算定する場合は、患者に対し入院の有無を確認して下さい。

記載例: A病院に4月1日~14日まで入院、退院後は当院にて管理の為、管理料を算定す。



パルスオキシメーター
(経皮的動脈酸素飽和度測定器)

在宅人工呼吸(マスク)単独の場合

⑪	初診		回		
⑫	再診	×	回		
⑬	再来管理加算	×	回		
⑭	時間外	×	回		
⑮	休日	×	回		
⑯	深夜	×	回		
⑰	指導				
⑱	往診	×	回		
⑲	夜間	×	回		
⑳	深夜・緊急	×	回		
㉑	在宅患者訪問診療	×	回		
㉒	その他				8730
㉓	薬剤				

⑳ * 在宅人工呼吸指導管理料
(鼻・顔マスクを介した人工呼吸器加算)
8730 × 1

在宅人工呼吸療法と在宅酸素療法を併用している場合

①陽圧式人工呼吸器を気管切開下で実施している場合。

在宅人工呼吸指導管理料 + 陽圧式人工呼吸器(気管切開) + 酸素濃縮器 + 携帯用酸素ポンペ = 15,140点
(2,800点) (6,840点) (4,620点) (880点)

※人工鼻使用の場合1,500点加算できます。

在宅人工呼吸(気管切開)と在宅酸素療法を併用している場合

⑪	初診		回		
⑫	再診	×	回		
⑬	再来管理加算	×	回		
⑭	時間外	×	回		
⑮	休日	×	回		
⑯	深夜	×	回		
⑰	指導				
⑱	往診	×	回		
⑲	夜間	×	回		
⑳	深夜・緊急	×	回		
㉑	在宅患者訪問診療	×	回		
㉒	その他				15140
㉓	薬剤				

⑳ * 在宅酸素療法指導管理料
(酸素濃縮装置)
(携帯用酸素ポンペ) 加算のみ算定
5500 × 1

* 在宅人工呼吸指導管理料
(気管切開口を介した陽圧式人工呼吸器加算)
9640 × 1

②陽圧式人工呼吸器を鼻・顔マスク下で実施している場合。

在宅人工呼吸指導管理料 + 陽圧式人工呼吸器(鼻・顔マスク) + 酸素濃縮器 + 携帯用酸素ポンペ = 14,230点
(2,800点) (5,930点) (4,620点) (880点)

在宅人工呼吸(マスク)と在宅酸素療法を併用している場合

⑪	初診		回		
⑫	再診	×	回		
⑬	再来管理加算	×	回		
⑭	時間外	×	回		
⑮	休日	×	回		
⑯	深夜	×	回		
⑰	指導				
⑱	往診	×	回		
⑲	夜間	×	回		
⑳	深夜・緊急	×	回		
㉑	在宅患者訪問診療	×	回		
㉒	その他				14230
㉓	薬剤				

⑳ * 在宅酸素療法指導管理料
(酸素濃縮装置)
(携帯用酸素ポンペ) 加算のみ算定
5500 × 1

* 在宅人工呼吸指導管理料
(鼻・顔マスクを介した人工呼吸器加算)
8730 × 1

- 上記の他に初再診料、投薬、レントゲン等は別に算定できます。
指導管理料は重複算定できませんが、器械の加算は別に算定できます。

院内において人工呼吸器を使用した場合

- 1 30分までの場合 220点
- 2 30分を超えて5時間までの場合 220点に30分またはその端数を増す毎に50点を加算して得た点数
- 3 5時間を超えた場合（1日につき）..... 745点

※鼻マスク式人工呼吸器を用いた場合は、PaO₂/FiO₂が300mmHg以下又はPaO₂が45mmHg以上の急性呼吸不全の場合に限り人工呼吸に準じて算定する。
それ以外の場合は、鼻マスク式補助換気法（1日につき65点）を算定する。

- 呼吸心拍監視、経皮的動脈血酸素飽和度測定、非観血的連続血圧測定は所定点数に含まれます。
- 院内において、人工呼吸と酸素吸入を併せて行った場合は、酸素の費用は別に算定できます。
- A医療機関を退院後、B医療機関で管理料を算定する場合はレセプトに算定理由を記載して下さい。又、管理料を算定する場合は、患者に対し入院の有無を確認して下さい。

記載例：A病院に4月1日～14日まで入院、退院後は当院にて管理の為、管理料を算定す。

指導管理料を算定した場合、重複算定できない項目

- 特定疾患療養指導料 ●在宅末期医療総合診療料
- 他の在宅療養指導管理料（退院前在宅療養指導管理料は除く）

在宅持続陽圧呼吸療法（CPAP療法）

●在宅持続陽圧呼吸療法の保険請求について

- 1 在宅持続陽圧呼吸療法管理料 250点
- 2 経鼻的持続陽圧呼吸療法治療器加算 1,210点

- A医療機関を退院後、B医療機関で管理料を算定する場合はレセプトに算定理由を記載して下さい。又、管理料を算定する場合は、患者に対し入院の有無を確認して下さい。

記載例：A病院に4月1日～14日まで入院、退院後は当院にて管理の為、管理料を算定す。

傷病名	(1) 睡眠時無呼吸症候群			診療開始日	(1) (2) (3)	転	保	日	①	日	②	日
	⑩ 初診	回										
再診	⑪ 再診	×	回	⑩ * 在宅持続陽圧呼吸療法管理料 (経鼻的持続陽圧呼吸療法治療器) 1460 × 1								
	⑫ 再来管理加算	×	回									
	⑬ 時間外	×	回									
	⑭ 休日	×	回									
診察	⑮ 深夜	×	回									
	⑯ 指導											
在宅	⑰ 往診	×	回									
	⑱ 夜間	×	回									
	⑲ 深夜・緊急	×	回									
	⑲ 在宅患者訪問診療	×	回									
その他												
薬剤			1460									

在宅持続陽圧呼吸療法とは、睡眠時無呼吸症候群である患者について、在宅で実施する呼吸療法をいう。

対象となる患者は、以下のすべての基準に該当する患者とする。ただし、無呼吸低呼吸指数が40以上である患者については、この条件を満たせば対象患者となる。



CPAP装置

- ア. 無呼吸低呼吸指数（1時間あたりの無呼吸数及び低呼吸数をいう）が20以上
- イ. 日中の傾眠、起床時の頭痛などの自覚症状が強く、日常生活に支障を来している症例
- ウ. 睡眠ポリグラフィー上、頻回の睡眠時無呼吸が原因で、睡眠の分断化、深睡眠が著しく減少又は欠如し、持続陽圧呼吸療法により睡眠ポリグラフィー上、睡眠の分断が消失、深睡眠が出現し、睡眠段階が正常化する症例。

なお、治療開始後1、2ヶ月間の治療状況を評価し、当該療法の継続が可能であると認められる症状についてのみ、引き続き算定の対象とする。

持続陽圧呼吸療法装置は患者に貸与し、装置に必要な回路部品その他の付属品等に係る費用についても所定点数に含まれる。

①在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料・特定疾患療養管理料併用の場合

- 特定疾患療養管理料は算定できません。

②在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料・生活習慣病管理料併用の場合

- 生活習慣病管理料（各疾患に応じて算定できます。）

院内においてCPAPを使用した場合

- 1 鼻マスク式補助換気法（1日につき）…… 65点

●入所施設別在宅医療算定一覽

施設分類	医療保険			
	在宅療養指導料	器械加算	在宅療養指導料	器械加算
在宅			算定可	算定可
老人ホーム(有料、経費)			算定可	算定可
特別養護老人ホーム等	配置医師		配置医師以外	
養護老人ホーム	算定不可	算定可	算定可	算定可
特別養護老人ホーム	算定不可	算定可	算定可	算定可
身体障害者療養施設	算定不可	算定可	算定可	算定可
重度身体障害者療養施設	算定不可	算定可	算定可	算定可
救護施設	算定不可	算定可	算定可	算定可
知的障害者更生施設	算定不可	算定可	算定可	算定可
知的障害者授産施設	算定不可	算定可	算定可	算定可
情緒障害児短期治療施設	算定不可	算定可	算定可	算定可
乳児院	算定不可	算定可	算定可	算定可
介護老人保険施設	併設医療機関		併設以外の医療機関	
	算定不可	算定可	算定不可	算定可

在宅医療実施時に重複加算できる項目

往診料	650点
在宅患者訪問診察料	830点
死亡診断加算	200点
在宅時医学総合管理料	
1. 在宅療養支援診療所の場合	
院内処方	4,500点
院外処方	4,200点
2. 在宅療養支援診療所以外の場合	
院内処方	2,500点
院外処方	2,200点
ターミナルケア加算	1,200点
訪問看護指示料	300点
特別訪問看護指示書加算	100点
在宅患者訪問看護・指導料	
保健師、助産師または看護師による場合	週3日目まで 530点
	週4日目以降 630点
准看護師による場合	週3日目まで 480点
	週4日目以降 580点
1日2回訪問の場合	450点
1日3回以上訪問の場合	800点
ターミナルケア加算	1,200点
在宅移行管理加算	250点
在宅療養指導料	170点
退院前訪問指導料	410点

- 注意** (1) 上記記載は一部抜粋で、他に重複算定できる項目もあります。
 (2) 届け出が必要な項目もあります。



吉住酸素工業株式会社

- 本社 熊本県八代市弥生町15-10
〒866-0848 TEL(0985)33-1105(代) FAX(0985)33-3545
- 新港カシセンター 熊本県八代市新港町1-7-8
〒866-0034 TEL(0985)31-3232 FAX(0985)37-1797
- 熊本営業所 熊本県熊本市錦ヶ丘33-12-102
〒862-0912 TEL(096)331-7870 FAX(096)331-7871